

# 財団法人高知県体育協会財務委員会設置規程

## (設 置)

第1条 財団法人高知県体育協会（以下「協会」という。）寄附行為第37条の規定に基づく専門委員会として、協会財務委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (目的及び事業)

第2条 委員会は、協会の財政の確立を図り、体育振興に寄与するため、次の事業を行う。

- (1) 財団法人高知県スポーツ振興財団事業の協力に関すること。
- (2) 協会の基金に関すること。
- (3) 体育・スポーツに係る財務の調査研究に関すること。
- (4) 資金の調達その他協会の財政全般に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

## (組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 協会理事会が選出する若干名の委員
  - (2) 委員長が委員会に諮って選出する学識経験を有する者その他若干名の委員
- 2 委員の任期は、2年とする。
- 3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

## (役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 2名
- 2 委員長は協会理事のうちから、副委員長は協会理事又は評議員のうちから協会会長が委嘱する。

第5条 委員長は、委員会の業務を掌理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。

## (役員任期)

第6条 役員任期は、委員の任期とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまで、なお、その職務を行う。

## (幹 事)

第7条 委員会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、委員長が委嘱する。
- 3 幹事は、委員会の業務について、委員を補佐する。

(委員会の会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員会の運営、事業その他重要な事項を審議決定する。

3 委員会の会議は、委員現在数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。  
ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。

4 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(規程の改正)

第9条 この規程を改正しようとするときは、協会会長は、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等について、必要な事項は、そのつど委員長が定める。

附 則

この規程は、昭和47年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月20日から施行する。